

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

○ 上欄の内容及び記録要領7（廃止届出事項（非税特別措置法第37条の14第19項）

Table with 4 columns: 番号, 項目名, 入力文字数, 記録要領. Contains 30 rows of administrative data regarding tax filing procedures.

改正前

○ 上欄の内容及び記録要領7（廃止届出事項（非税特別措置法第37条の14第19項）

(別紙7)

新旧対照表

改正後

Table with 4 columns: 番号, 項目名, 入力文字数, 記録要領. Contains 30 rows of administrative data, updated with changes from the previous version.

○ レコードの内容及び記録要領⑨【金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報】（租税特別措置法施行令第25条の13第24項）

(別紙9)

項目名		入力文字基準		記録要領
1	非課税通商保証書の交付申請番号を識別する ための記号又は番号	半角	20文字以内	金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署に提出した非課税通商保証書の交付申請書に記載された事項の「金融商品取引業者等の営業所使用用印」に記載された情報（「レコード」の内部及び記録要領⑩）を記録します。当該「金融商品取引業者等の営業所使用用印」に記載がない場合には、記録しません（「0」を記録します）。
2	非課税通商保証書又は非課税通商保証書の 交付を行わない旨の通知書の別 照会番号	半角	1文字	非課税通商保証書の交付される場合には「1」を、非課税通商保証書の交付を行わない旨の通知書が交付される場合には「0」を記録します。
3		半角	14文字	非課税通商保証書の交付される場合には、当該非課税通商保証書に記載された照会番号を記録します。非課税通商保証書の交付を行わない旨の通知書が交付される場合には、記録しません（「0」名のみ記録します）。

改正前

○ レコードの内容及び記録要領⑨【金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報】（租税特別措置法施行令第25条の13第24項）

(別紙9)

項目名		入力文字基準		記録要領
1	非課税通商保証書の交付申請番号を識別する ための記号又は番号	半角	20文字以内	金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署に提出した非課税通商保証書の交付申請書に記載された事項の「金融商品取引業者等の営業所使用用印」に記載された情報（「レコード」の内部及び記録要領⑩）を記録します。当該「金融商品取引業者等の営業所使用用印」に記載がない場合には、記録しません（「0」を記録します）。
2	非課税通商保証書又は非課税通商保証書の 交付を行わない旨の通知書の別 照会番号	半角	1文字	非課税通商保証書の交付される場合には「1」を、非課税通商保証書の交付を行わない旨の通知書が交付される場合には「0」を記録します。
3		半角	14文字	非課税通商保証書の交付される場合には、当該非課税通商保証書に記載された照会番号を記録します。非課税通商保証書の交付を行わない旨の通知書が交付される場合には、記録しません（「0」名のみ記録します）。

改正後